

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
 石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
 令和4年1月18日

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
小型定置網漁業	小型定置網漁業	1	5トン未満	定めなし	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 雌島燈台中心点から243度16分（真方位。以下同じ。）3,452メートルの点（北緯37度03.534分、東経136度57.534分）。 イ ア点99度38分、261メートルの点（北緯37度03.511分、東経136度57.708分）。 ウ ア点133度02分、261メートルの点（北緯37度03.439分、東経136度57.664分）。	3月1日から翌年1月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。 ただし漁船使用予定者を含む。※ (2)七尾市奥原町から三室町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和4年1月18日から令和4年2月18日まで（小型定置（七尾南湾）漁業）